

主ナル應況要旨別記、述ノ
右及申(連)報也

(別記)

議

民意を代表して官僚政府を倒壊し現聯合政府は今や如何なる官僚体制を敷くべきと其の
及勤政黨を以て其の勞働者に臨まんとし居る即ち本期議會に提出されたる治安維持法案を以て
あるは此の九年の衆議院の職務及方針に一時其の答を授けたる彼の過激社会運動部部長法案の
現に外なるは然し其の着目及方針に如何に不調斯の如き憲法は明かに階級運動を抑制せんと
するものなるや或る程度に於ける経済的不況を益々其の深淵の度を増し失業率は漸進的に充満し
つゝある此の時に於て斯の如き憲法草案の制定を見るは法其の自体に相背する結果を見るため社会不
安の度を一層増すに至るは明かなる故に政府をして眞の國民生活を以て眞の安全と改善を思
ふから斯の如き憲法草案の制定せよと其の論を以て其の以上失業者の激怒を考へ可なり
ある以上の理由に依つて大会は斯の如き憲法草案の制定に對して當時として反對すべき下
右決議す

六正十一年三月四日

官業勞働主權 民 衆 天

會

(別記)

代議士 山口 政 二

私ハ現内閣ノ興党ヲアル政友會ノ一員ヲアリ然レ亦其
ノ治安維持法案ニ直接干渉アル小川司法大臣ヲ兼カ党
ヨリ出レテ居ルハ拘ハラズ該法案ニ反對シ今晚決然ニ
参リマレタハ自分ノ所見ヲ述ヘタイ考テ参タノテアリマス
政府ノ議會ニ提出シテ居ル治安維持法ハ何故制定セシ
トスルカヲ考察スルニ曩ノ政府ハ大正十二年ニ過激法
案ヲ出シタ夫レハ時恰ニ日本共產党事件暴発シタカ秘
密結社ハ治安警察法ヲ取締カ出来ルカ内乱罪トシテ処
分スル処カナイカアノ過激取締法ヲ出シタノカ又過激
宣傳費用ヲ外國カラ貰フトキノ取締ノ理由トシテ出タ
ノテアルカ四圍ノ情勢ヲ法律トナラトカソタ政府カ治